



読谷村高齢者福祉サービスのご案内 (介護保険サービス以外のサービス)

読谷村では介護保険サービス以外にも、高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。
(※利用条件がありますので、詳しくは福祉課までお問合せください。)

1. 読谷村老人福祉医療助成金 (紙おむつ等を使用する高齢者に対しおむつ代等の助成金を支給するサービス)

健康保険法等の保険外負担となっているおむつ代の一部助成として、老人福祉医療助成金を支給することにより、寝たきり等の高齢者の福祉の増進と経済的軽減を図ることを目的とするサービスです。

《支給額》 月額 7,500 円

- 《支給条件》
- ①65 歳以上の高齢者で、6 ヶ月以上読谷村に住所を有する。
 - ②寝たきり又は重度の認知症により、排泄におむつの使用が必要な状態が、6 ヶ月以上継続している。※医師の診断書の提出が必要になります。
 - ③介護保険施設に入所していない。
 - ④生活保護世帯ではない。
 - ⑤本人の前年度所得が、障害基礎年金第 1 級相当額(令和 6 年度※1,020,000 円)未満。

2. 緊急通報システム事業(利用者の緊急時対応のため関係機関への通報サービス)

利用者が緊急時に専用の通信機器を使い、緊急通報センター(委託事業所)へ通報するサービスを提供します。

- 《利用条件》
- ①65 歳以上の虚弱な独居高齢者
 - ②65 歳以上の高齢者世帯で、いずれかの者が虚弱な場合
 - ③独居又は 65 歳以上の高齢者と同居している重度身体障害者

3. 外出支援サービス事業(医療機関や公共機関への外出を手助けするサービス)

心身上の理由により、介助なしではバスやタクシーを利用できない高齢者に対して、リフト車などの福祉車両を使い、医療機関や公共機関への外出をお手伝いします。

- 《利用条件》
- ①要援護高齢者で疾病等の理由により、一般の交通機関を利用する事が困難な者
※常時車いすを利用されている方など。
 - ②本人が住民税非課税である。
 - ③読谷村移動支援事業による移動支援を受けていない者

4. 食の自立支援事業(虚弱な高齢者に対する安否確認及び食の自立支援を目的とした配食サービス)

心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理、調達が困難な高齢者に栄養バランスの摂れた食事を提供します。

《利用料》 1 食あたり 300 円(夕食のみ)

- 《利用条件》
- ①65 歳以上の独居の高齢者
 - ②65 歳以上の高齢者世帯
 - ③(①と②)に準ずる世帯 ※高齢者と障害者世帯等

※配食サービスの利用適否や配食の回数などは、訪問調査結果を考慮した上で決定されます。

各種サービスを受けるには、読谷村役場福祉課の窓口で申請が必要です。

項目1～4 問い合わせ先 地域包括支援センター係:098-982-9234

5. 救急医療情報キット配布事業(救急医療情報キットの配布を行うサービス)

救急医療情報キットは、緊急時に救急隊員や医療従事者が正確に対象者の情報を把握し、適切な対応をするために使用します。

《配布対象者》①65 歳以上で次のいずれかに該当するもの。

ア ひとり暮らしの者

イ 世帯員がすべて 65 歳以上の者

②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で次のいずれかに該当するもの。

ア ひとり暮らしの者

イ 世帯員がすべて 65 歳以上の者

ウ すべての世帯員がいずれかの交付を受けている場合



6. 福祉ラジオの無償貸与(福祉ラジオの配布を行うサービス)

福祉ラジオは、高齢者の孤立化を防ぐために、行政情報や災害情報を迅速に届けます。

《無償貸与対象者》①75 歳以上の者

②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者

※世帯に 1 台の貸与となります。

※配布予定台数に達した場合は、配布終了となりますので予めご了承ください。

普通のラジオとはここが違う!



各種サービスを受けるには、読谷村役場福祉課の窓口で申請が必要です。

項目5～6 問い合わせ先 老人福祉係:098-982-9209

